

山形県バレーボール協会

指導者 各位

指導者の暴力行為根絶

スポーツ界における暴力行為、とりわけ指導者の暴力行為については、これまで大きな社会的問題にまでなりました。これらのことから日本体育協会はじめJVAにおいてはその根絶を目指し、「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」や「倫理規定」等を策定してきました。

本協会としてもこれらを受けて、指導者研修会や指導者養成講習会、各大会時の監督会議等に於いて、また、県内各チームにはJVAからの倫理規定・指導ガイドラインを掲載した県協会理事会冊子を送付するなど、折あるごとに注意・喚起をしてきたところであります。

しかしながら、大変残念なことに、さる3月16日の山形新聞朝刊に「外部コーチが体罰」の見出しで大きく報じられたことはすでに承知のことと思います。こうしたことは一昨年に新聞・TV等で大きく報じられたバレー部の部活動中における指導者による暴力事件以後も、再三に亘りバレー部に関する暴力行為がとり立たされ、今回のことで「またバレーボールか」といった非難の声すら聞こえてきます。

言うまでもなく我々はバレー界全体の普及振興を図る団体であり、掛かる行為によって本県バレー界のイメージが悪化し、夢と希望を抱きながらバレーボールに取り組んでいる子ども達が離れていくような指導があってはなりません。

選手、保護者との信頼関係が強く、情熱を持って真面目に教えている多くの指導者が肩身を狭くして指導しなければならないようなことがあってはならないのです。たとえ指導の名の下といえども暴力行為を許せるものではありません。痛めつけて指導者の思い通りにする行為は、もはや指導とは言えないのです。いかなる場面においても絶対暴力行為を起こすことのない指導者でなければなりません。このことを常に肝に銘じて指導に当たって戴きたい。

平成 27 年 3 月 19 日

山形県バレーボール協会

会長 菅原和敏

指導における倫理ガイドライン

～暴力とセクハラの根絶に向けて～

公益財団法人日本バレーボール協会

このガイドラインの理念と目的

「理念」

スポーツは本来、楽しいものだ。バレーボールとビーチバレーもまさにそうだ。選手が胸を躍らせて試合をする。練習に生き生きと励む。少年・少女は練習と試合を通じて技術を高め、チームメイトとの絆を深め、フェアプレーの精神を学び、成長する。青少年もそのようにして、心身のバランスのとれた大人になる。

ひたむきに競技に励む選手は周囲に共感を呼び、学校やコミュニティーに笑顔の輪を広げる。スポーツ文化はそのようにして、はぐくまれる。バレーボールとビーチバレーは明るく創造的な環境で親しまれるべきだ。卑屈で陰湿な暴力行為やセクシュアルハラスメント(セクハラ)は、自由で伸びやかな自己表現であるスポーツと対極に位置するものであり、バレーボールとビーチバレーに入り込む余地があってはならない。

指導者と選手はバレーボールとビーチバレーを愛する者として、自らその品位を保ち、互いに尊重し合わなければならない。各人がこのことを十分に理解することが、暴力行為やセクハラなど倫理に反する行為を防止する上で、最も重要である。社会全体が暴力とセクハラ根絶に取り組む中、バレーボールとビーチバレーの指導においても、こうした動きと同調する努力が求められている。

「目的」

1. このガイドラインは本協会に登録する全てのメンバーがバレーボールとビーチバレーを指導するに当たって、暴力行為やセクハラなど、倫理に反する行為を行うことを防止し、それらの行為により被害を受けることを防ぐことを目的とする。
2. このガイドラインは、バレーボールとビーチバレーの指導(コーチング)を制限することを意図したものではない。むしろこのガイドラインの理念と目的が正しく理解されることにより、適切でより効果的な指導が行われることを目指している。

「倫理規程」

公益財団法人日本バレーボール協会はこのガイドラインを規定する「倫理規程」を以下の通り定めている。違反が認められた場合には、登録抹消を含む処分が下される。

第3条 本会関係者は、法令、定款、社会通念、条理及び本会の定めた規程や決定事項を順守する。常にスポーツマン、スポーツ関係者として、品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2 本会関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。

(1)指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
(第2号以下省略)

第5条 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(第1及び第2号省略)

(3)本会に登録した個人または団体

登録抹消、競技会への出場停止、戒告その他必要に応じた処分

(第2項以下省略)

暴力行為をなくすために

1. このガイドラインにおける暴力行為とは、肉体的暴力により相手を傷つけることのほか、侮辱などの言動により相手を精神的に傷つけることをいう。

2. 指導者は選手の人格を尊重するとともに、以下のことを十分に理解・認識しなければならない。

①指導者は選手、チームに規律を植え付ける意図であろうと、その他いかなる意図であろうと、暴力行為をしてはならない。指導者には常に自身を律する意思の強さが求められる

②暴力行為には肉体的な暴力だけでなく、暴言・脅迫・威圧・侮辱などにより相手を精神的に傷つけることも含まれる。相手の人格を否定するような言動、相手の存在を無視するような態度は精神的な暴力である

③選手が自分の意に沿わない言動をとったとき、指導者が暴力行為に頼っても、なんら問題の解決にはならない

④技術指導やチームの運営などについて、選手と意見の相違が生じた場合、指導者は選手と話し合い、必要に応じて第三者の意見を聴き、相互理解に努めることが重要である

⑤言動に対する受け止め方は個人差があり、男性と女性で異なる場合もある。さらに立場の違いなどで変わることがあり、さまざまだ。親しみを表すつもりと言動であっても、指導者が意図せずに結果として選手を傷つけてしまう場合がある

⑥暴力行為を受けた者は、指導者やチームメートらとの人間関係を考え、それを拒否する明確な意思表示ができないことも少なくない。指導者はそれを同意・合意と勘違いしてはならない。特に指導者と選手との間では、選手側が明確な意思表示をしにくい構造にある

セクハラをなくすために

1. このガイドラインにおけるセクハラとは、相手を不快にさせる性的な言動により、バレーボールとビーチバレーに携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう。

2. 指導者はセクハラを行うことがないよう、選手に対しては互いの立場の違いを超えて、その人格を尊重し、以下のことを十分に理解・認識しなければならない。

①セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じるか否かが基準となる

②言動に対する受け止め方は個人差があり、男性と女性で異なる場合もある。さらに立場の違いなどで変わることがあり、さまざまだ。親しみを表すつもりと言動であっても、指導者が意図せずに結果として選手を不快にさせてしまう場合がある

③「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手とは良好な人間関係、信頼関係があるから大丈夫だろう」といった勝手な思い込みをしてはならない

④技術指導や体調管理などの目的で選手の身体に触れるときは、選手本人の了解を得るとともに、できる限り着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなどして、誤解を与えることがないよう配慮する

⑤相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはならない

⑥セクハラを受けた者は、指導者やチームメイトらとの人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことが少なくない。しかし、指導者はそれを合意・同意と勘違いしてはならない。指導者と選手との間では、拒否の意思表示をすれば、その後指導を受けられなくなるのではないか、あるいは競技を続けられなくなるのではないかとといった不安から、選手が明確な意思表示をしにくい構造にある

⑦セクハラに対する選手の抗議などの対応を理由に、その後の指導のあり方や大会への出場選手選考などで、選手に不利益を与えるような扱いはしてはならない

⑧セクハラは、男性が被害者となる場合もある。また、指導者と選手の間だけでなく、先輩と後輩の間、あるいは同期の選手の間、さらに同性の間でも起こり得る。性的な事柄に関する冷やかしやからかいは、いじめの問題であると同時にセクハラの問題でもある

⑨練習・試合中のセクハラに注意するだけでは不十分で、例えば試合後や合宿での飲食の機会などでのセクハラにも十分に注意する

3. セクハラを受けた者は、その被害を深刻なものにしたくないと考え、一人で我慢する場合がみられる。しかし、それだけでは問題は解決しないことを理解し、以下の行動をとるよう努めることが望まれる

①セクハラに対しては、勇気を持って毅然とした態度をとり、明確に拒絶の意思表示をする

②同僚や友人など身近な信頼できる人に相談する

③所属団体や日本バレーボール協会への相談も検討する

4. セクハラの実情を知った者は、見て見ぬふりをするのではなく、行為者に対し、やめるよう忠告するなど勇気を持って具体的な行動に出ることが望まれる。周囲の者の沈黙は、セクハラの実情をより深刻なものにする。関係者全員がこのことを正しく理解しなければならぬ。

社会の良きシンボルとなるために

役員、指導者、選手をはじめバレーボールとビーチバレーの関係者は、暴力とセクハラ防止に努めるほか、常に以下のことを意識し、バレーボールとビーチバレーが青少年の夢と

希望であり続け、また競技に携わる者が社会の良きシンボルとして信頼されるよう、務めなければならない。

①常に品位を保ち、公共の場における態度や言動、服装に注意する

②人種、国籍、性別、障害の有無などの違いを理由にする、いかなる差別も容認してはならない。平等の精神を持ち、他者の人格を尊重する

③他者のプライバシーを尊重する。例えば競技場内外での盗撮行為は、他者のプライバシー侵害だけでなく、セクハラにも該当するものであり、厳に禁じられる

④フェアプレーの精神を重んじ、ドーピングに断固として反対する。また登録や大会への参加申込みなどでの虚偽申請といった不正行為は絶対に行わない

⑤法律や条例などの法規範を遵守し、違法行為をしない。大麻などの薬物使用や性犯罪行為は絶対に容認しない

(2012年3月22日制定)

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本会」という。）の関係者（以下「本会関係者」という。）が遵守すべき倫理に関する事項を定めることにより、本会の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(本規程の適用範囲)

第2条 前条に規定する「本会関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 本会「定款」第29条に規定する役員、並びに第47条に規定する委員会委員（以上をあわせて、以下「役員等」という。）
- (2) 本会「定款」第48条に規定する事務局職員（以下「職員」という。）
- (3) 本会「定款」第54条及び「登録及び登録料に関する規程」に基づいて本会に登録した個人または団体

(本会関係者の順守事項)

第3条 本会関係者は、法令、定款、社会通念、条理及び本会の定めた諸規程や決定事項を遵守する。常にスポーツマン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2 本会関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。

- (1) 指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
- (2) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること
- (3) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人間において社会通念上良識を超える金品を授受すること（ただし、企業等から寄付の申し出があり、学校または後援会等において適切に会計処理がなされた場合は、この限りではない）
- (4) 試合、合宿等の交通費、宿泊費等を当該チーム関係者以外の企業等に支払わせること（ただし、都道府県バレーボール協会から承認された招待試合を除く）
- (5) 試合の勝敗について、あらかじめ取り決めを行うこと
- (6) バレーボールに関して授与された賞杯、メダルを金銭に換えること
- (7) 選抜された選手等を正当な理由なく日本代表チームに派遣しないなど、本会の決定した方針に従わないこと
- (8) 本会の事前の了解なく、本会の認めていない競技会等に参加すること、また、本会の認めていない競技会等の開催のために金品を収受すること
- (9) 不正な会計処理を行うこと
- (10) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もし

くはもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと

- (11) 賭博、強盗、恐喝、窃盗、強姦、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪
- (12) 未成年者による飲酒、喫煙
- (13) 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持または使用
- (14) その他、著しくスポーツマンとしての品位、名誉に欠ける行為

(倫理委員会の設置)

第4条 本規程の解釈、運用のために、理事会の議決に基づき倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の委員の選任および解任は、本会理事会が決定する。

(違反行為の処分)

第5条 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(1) 役員等

解任、公認資格または委員資格の取消または停止、減給、戒告、その他必要に応じた処分

(2) 職員

就業規則に基づき、必要な処分を行う

(3) 本会に登録した個人または団体

登録抹消、競技会への出場停止、戒告その他必要に応じた処分

- 2 処分的前提となる事実は、証拠及び証言に基づいて認定する。
- 3 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。
- 4 本規程違反の認定は、結論及びその理由を示した文書により行い、同書面には倫理委員会委員長および委員が署名する。
- 5 理事会は、前項の認定に従い、必要な処分を行う。ただし、定款等に別途の定めがある場合を除く。

(処分の通告)

第6条 処分が理事会により決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体等に文書により通告する。

(不服申し立て)

第7条 本会の決定に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁またはスポーツ調停手続によって決定されるものとする。

(その他)

第8条 本規程の実施に関し必要な細則は、事務局長が理事会の承認を得て別に定める。

- 2 本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。
- 3 この規程は、2012年3月22日から施行する。